

葉山町立図書館雑誌スポンサー制度申込書兼同意書

年 月 日

葉山町長 殿

葉山町立図書館雑誌スポンサー制度について、次のとおり申し込みます。

提供希望雑誌名			
申込み者情報	法人名（名称）		
	業種など		
	住所（事業所所在地）		〒
	代表者住所		〒
	代表者	役職名	
		氏名	⑩
	担当者氏名		
	連絡先	電話番号	
		F A X	
		電子メール	
右の同意事項に同意しますか。 はい ・ いいえ	(1)申込みにあたっては、葉山町広告掲載要綱、葉山町広告掲載基準、葉山町立図書館雑誌スポンサー制度実施要領及び、葉山町暴力団排除条例及び神奈川県暴力団排除条例の規定を一読の上、同意し、その内容を遵守します。		
	(2)本町の税等の滞納はありません。 納税調査等を行うことに同意します。	町記入欄 年 月 日 確認	

※同意事項(1)の内容については、葉山町ホームページからも確認できます。

<p>【添付資料】</p> <p><input type="checkbox"/> 広告表示（案） <input type="checkbox"/> 広告チラシ（案） <input type="checkbox"/> その他（</p>

葉山町暴力団排除条例（抜粋）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団排除 暴力団員による不当な行為を防止し、及びこれにより事業活動又は町民生活に生じた不当な影響を排除することをいう。
- (略)
- (4) 暴力団員等 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。
- (5) 暴力団経営支配法人等 法人でその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準じる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準じる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）のうちに暴力団員等に該当する者があるもの及び暴力団員等が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有する者をいう。

（契約事務における暴力団排除）

第7条 町は、公共工事の発注その他契約に関する事務の執行により暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することのないよう、暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者（法人その他の団体にあっては、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準じる者をいう。）が暴力団員等と密接な関係を有するものをいう。）に対し、町が実施する入札への参加の制限その他必要な措置を講じるものとする。

神奈川県暴力団排除条例（抜粋）

（利益供与等の禁止）

第23条 事業者は、その事業に関し、暴力団員等、暴力団員等が指定したもの又は暴力団経営支配法人等に対し、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 暴力団の威力を利用する目的で、金銭、物品その他の財産上の利益を供与すること。
- (2) 暴力団の威力を利用したことに関し、金銭、物品その他の財産上の利益を供与すること。
- 2 事業者は、その事業に関し、次に掲げる行為をしてはならない。
 - (1) 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなるおそれがあることを知りながら、暴力団員等、暴力団員等が指定したもの又は暴力団経営支配法人等に対して出資し、又は融資すること。
 - (2) 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなるおそれがあることを知りながら、暴力団員等、暴力団員等が指定したもの又は暴力団経営支配法人等から出資又は融資を受けること。
 - (3) 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなるおそれがあることを知りながら、暴力団員等、暴力団員等が指定したもの又は暴力団経営支配法人等に、その事業の全部又は一部を委託し、又は請け負わせること。
 - (4) 暴力団事務所の用に供されることが明らかな建築物の建築を請け負うこと。
 - (5) 正当な理由なく現に暴力団事務所の用に供されている建築物（現に暴力団事務所の用に供されている部分に限る。）の増築、改築又は修繕を請け負うこと。
 - (6) 儀式その他の暴力団の威力を示すための行事の用に供され、又は供されるおそれがあることを知りながら当該行事を行う場所を提供すること。
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなるおそれがあることを知りながら、暴力団員等、暴力団員等が指定したもの又は暴力団経営支配法人等に対して金銭、物品その他の財産上の利益を供与すること。

葉山町広告掲載基準（抜粋）

（規制業種又は事業者）

第4条 次の各号に定める業種又は事業者の広告は、掲載することができない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律で風俗営業と規定される業種
- (2) 風俗営業類似の業種
- (3) 消費者金融
- (4) たばこに関するもの
- (5) ギャンブルに関するもの
- (6) 規制対象となっていない業種においても、社会問題を起こしている業種及び事業者
- (7) 法律の定めのない医療類似行為を行う施設
- (8) 占い、運勢判断等に関するもの
- (9) 興信所、探偵事務所等
- (10) 特定商取引に関する法律で、連鎖販売取引と規定される業種
- (11) 債権取立て、示談引受け等をうたったもの
- (12) 法令等に基づく必要な許可等を受けることなく業を行うもの
- (13) 民事再生法及び会社更生法による再生・更生手続中の事業者
- (14) 各種法令に違反しているもの
- (15) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの
- (16) 本町の税等を滞納しているもの
- (17) 不当景品類及び不当表示法に違反しているもの